

いが、今後も交流会や学習会を通じて、アスベスト被害対策等を学び、要求獲得に向けて頑張っ

ていきたい。
ダイニック大平カンパニー退職者
労働組合組合長 田村光弘

国の無料健診で肺がん発見

兵庫●神戸港の日雇い港湾労働者

厚生労働省は、石綿被害の深刻な現状を受け2005年7月に、通達でアスベストを扱った企業にたいし、退職者への健康診断を実施するよう指示したが、事業場の廃業や倒産、さらには日雇いで事業場の特定できない退職労働者や健診を実施できない中小企業も多いため実効が上がらなかった。

日雇労働者を多く組織した全港湾は、国に無料健康診断の実施を要求し、2006年11月に「過去石綿業務に従事した離職者に対する無料健康診断事業」が実施された。

弁天浜支部は、登録日雇港湾労働者が輸入貨物としての石綿荷役を多く扱って来たのは紛れも無い事実であり、過去の石綿被害を深刻に受け止め、多くの退職者に健診を呼びかけた。当時の住所録をもとに120名程に案内を送ったが、70名程が転居先不明のため返送され、それでも50名程が受診することになった。

一次健診の胸部エックス線撮影で異常が確認された者は、二次健診の特殊エックス線撮影（CT検査）を実施し、不整形陰

影又は胸膜肥厚が確認された者については、健康管理手帳の交付申請を行い、この健診で現在までに11名に石綿手帳が交付された。

この健診により、Fさんに「肺がん」が発見された。健診指定病院の協力もあり、神戸労災病院へ即日紹介され受診することとなり、気管支鏡検査、喀痰検査・気管支肺胞洗浄液と数々の検査を行った結果、多数の石綿小体が発見された。また石綿肺は認められなかったが胸膜肥厚斑（プラーク）が確認され、喀痰細胞診検査により非小細胞がんが発見された。これらによって“石綿による肺がん”が確認され、すぐさま3月20日に労災申請を神戸東労働基準監督署に申請し、5月16日付けで業務上災害として労災認定がされた。

その後のレーザー治療でがんの進行を止めており、労災認定による療養費の支給で被害救済が行われている。

Fさんは、港湾労働法にもとづく登録日雇港湾労働者で、昭和43年に港職安に登録。以後平成元年に安定協会に移行し、退

職まで26年間諸労働に従事した。主に岸壁での沿岸作業で、なかでも手鉤を常時使用しての鉤職種に所属していた。30キロから120キロの貨物に鉤を打ち込み荷を移動させる作業だ。そのなかでも石綿荷役は、本船から舵取りされ沿岸倉庫に入れる際にパレットに積み上げる作業が主体だった。

石綿作業についての危険性は一切教えられず、自分の判断でガーゼマスクをしたり、タオルを口に巻いたりしてホコリを防御していた。なんの安全対策もしていなかった人も大勢いた。目や口に容赦なく石綿が入り、強い違和感を覚えたときを振り返っている。日雇労働者はマスク、手袋などの安全保護具は全て自分持ちだった。

神戸港における石綿輸入量は最盛期で13万トンにも及び、3千人もの登録日雇港湾労働者が働き、多くの職業生疾患で苦しんできた。これまで腰椎症や頸椎症での運動器系では128名の労災認定症がでている。呼吸器系の石綿被害では、現在までに11名が労災認定されたことになる。

被害者はまだ埋もれていると考えている。死因が石綿によることも分からずいる人もいる。石綿健康管理手帳はこの1年間でのべ21名に交付された。全港湾の労働安全衛生への取り組みに感謝し、今後ともアスベスト被害救済への闘いを強めてい



（ひょうご労働安全衛生センター）